

鳥取県男女共同参画センター 運営協議会委員を募集します！

鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」の運営について、広く県民の皆様の御意見を反映させるため、鳥取県男女共同参画センター運営協議会の委員を募集します。

◆募集人員 2名

◆応募資格 次の①から⑥までの全てを満たす方

- ①県内に住所地を有する方
- ②18歳以上で、男女共同参画の推進に関心があり、鳥取県男女共同参画センターの運営に関する提案に意欲のある方
- ③年2回程度、主に倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）で平日昼間に開催する会議に出席できる方
- ④任命時に、県の他の執行機関及び附属機関委員に併任又は就任予定のない方
- ⑤鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- ⑥県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方

◆応募方法

裏面の応募用紙に住所、氏名、年齢、職業、電話番号、電子メールアドレス、応募理由、男女共同参画について日頃考えていること等を記載して、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。応募用紙は鳥取県庁男女共同参画センターホームページからダウンロードできます。インターネットで「鳥取県男女共同参画センター」で検索してください。

◆委員の選考

- ①応募資格を全て満たす方の中から、応募用紙の記載内容をもとに選考し、委員を決定します。
なお、書面審査によって決定し難い場合は、面接審査を行います。その場合は別途通知を行います。
- ②委員決定後は、速やかに応募者全員に通知します。

◆募集期間 令和5年12月22日（金）から令和6年1月12日（金）まで（必着）

◆鳥取県男女共同参画センター運営協議会の概要

- ①運営協議会の業務
 - ア 男女共同参画センターの管理・運営に関する審議
 - イ 男女共同参画センターの自主事業の企画実施に関する審議
 - ウ 男女共同参画センターが行う講座等の事業評価
- ②委員構成 委員15名以内（公募委員2名以内を含む。）
- ③任期 任命の日（令和6年4月頃）から令和8年3月31日まで
- ④その他 謝金と会議出席のための旅費を支給します。

◆応募・問合せ先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県男女共同参画センター
電話：0858-23-3901 ファクシミリ：0858-23-3989
電子メール：yorinsai@pref.tottori.lg.jp

鳥取県男女共同参画センター運営協議会公募委員応募用紙

令和 年 月 日

(ふりがな) 氏名		住所			
生年月日	年 月 日生 (満 歳)	職業		性別	
連絡先	電話： ファクシミリ： 電子メール：				
応募資格の確認	該当する項目にチェックを入れてください。全てを満たす方に応募資格があります。 <input type="checkbox"/> 県内に住所地を有する。 <input type="checkbox"/> 18歳以上で、男女共同参画の推進に関心があり、鳥取県男女共同参画センターの運営に関する提案に意欲がある。 <input type="checkbox"/> 年2回程度、主に倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）で平日に開催する会議に出席できる。 <input type="checkbox"/> 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に併任又は就任予定はない。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等でない。 <input type="checkbox"/> 県議会議員及び県職員、市町村長及び市町村議会議員ではない。				
応募理由を記入してください。					
男女共同参画について日頃考えていることを記載してください。					